

# ○小諸市議会基本条例

平成28年12月26日

条例第43号

改正 令和4年12月26日条例第13号

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第3条—第6条）

第3章 市民と議会の関係（第7条・第8条）

第4章 行政と議会の関係（第9条—第11条）

第5章 議会運営（第12条・第13条）

第6章 議会の権能強化（第14条—第19条）

第7章 議員定数、議員報酬及び政治倫理（第20条—第22条）

第8章 政務活動費（第23条）

第9章 補則（第24条—第26条）

### 附則

近年、地方分権の進展や少子高齢化に伴う人口減少問題などの様々な社会情勢の変化を背景として、地方公共団体の自主性及び自立性が拡大するとともに、地域の価値を再認識することへの意識が高まりつつある。

こうした中、地方自治の本旨である、市民が自らの意思と責任で地域のことを決定する住民自治の確立が急務となっており、市民の負託を受けた最高意思決定機関としての地方議会の果たすべき役割はますます大きくなっている。

小諸市議会（以下「議会」という。）は、議決機関としての公正性、倫理性及び透明性を確保しながら、執行機関である市長との厳格に分離された二代表制の下で、市長が行う市政運営に関する監視及び評価並びに積極的な政策立案及び提言を行うことが求められている。

このような認識のもと、議会は、これらの役割と責任を踏まえ、「豊かな小諸市」の実現のため、議会及び議員の責務を明らかにし、市民の負託に真摯に応えるとともに、先人たちが築いてきた歴史と伝統を継承しつつ、さらなる改革を意欲的に進め、「開かれた議会」「行動する議会」として、その使命を果たすことを決意し、ここに、小諸市議会基本条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、二元代表制における議決機関としての議会及び議員の責務を明らかにするとともに、議会の民主的な運営及び議員活動に関する基本的事項を定めることにより、市民の負託に応え、市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (条例の位置付け)

第2条 この条例は、小諸市議会の運営及び議会活動に関する最高規範であり、市議会及び議員は、誠実にこれを遵守し実践するものとする。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第3条 議会は、市民を代表する意思決定機関として、二元代表制の一翼を担い、次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。

- (1) 公正かつ公平な行政執行が確保されるよう市政を監視及び評価すること。
- (2) 市政の課題について、市民の意見を的確に把握し、市民全体の利益となるよう政策の決定及び形成に適切に反映させること。
- (3) 議会が保有する情報は、市民に積極的に公開し、市民に開かれた議会、分かりやすい議会運営を行うこと。

### (非常時における議会機能の維持)

第3条の2 議会は、災害の発生、感染症のまん延等やむを得ない理由のある場合(以下「非常時」という。)においても、その機能を維持できるよう努めるものとする。

(令4条例13・追加)

### (議員の活動原則)

第4条 議員は、議会を構成する一員として、次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。

- (1) 市民の多様な意見の把握に努め、市政に反映されるよう政策の立案及び提言を行うこと。
- (2) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (3) 日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努め、市民の代表者としてふさわしい活動を行うこと。
- (4) 議会における政策の決定及び形成の過程等について、市民に対して説明責任

を果たすこと。

(議会改革の推進)

第5条 議会は、議会の信頼性を高めるため、改革に積極的に取り組むものとする。

2 議会は、前項の改革に取り組むため、必要に応じて議員で構成する検討組織を設置するものとする。

(会派)

第6条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を有する議員で構成し、政策立案、政策決定等に関し、必要に応じて会派間の合意形成に努めるものとする。

### 第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第7条 議会は、市民が議会活動に参加する機会の確保に努めなければならない。

2 議会は、議会活動に係る全ての会議を原則として公開する。

3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用し、議会の審議に反映するよう努めるものとする。

4 議会は、市民に対し説明責任を果たすとともに、市民の多様な意見を把握するため、市民との意見交換の場を設けるものとする。

(情報公開及び広報広聴の充実)

第8条 議会は、小諸市情報公開条例（平成11年小諸市条例第1号）に基づき、その有する情報を公開する。

2 議会は、インターネット、広報誌等の多様な媒体を用いて、情報の発信及び市民の意見の把握に努めるものとする。

3 議会は、議会の活動や市政に関する情報の共有及び市民の多様な意見を把握するため、必要に応じて議会報告会等を開催するものとする。

### 第4章 行政と議会の関係

(市長等との関係)

第9条 議会は、市長その他の執行機関及びその補助職員（以下「市長等」という。）と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行の監視及び評価を行うものとする。

2 議会審議における議会と市長等との関係は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。

(2) 議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して論点を明確にするため、当該議員に対して反問することができる。

(議会審議における論点情報の形成)

第10条 議会は、市長が提案する政策等について、議会審議における論点及び争点を明確にし、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。

- (1) 政策の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算
- (8) その他議会が必要と認めるもの

2 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めることができる。

3 議会は、当初予算について、予算編成の方針及び内容等について、市長等から説明を受けることができる。

(政策立案及び政策提言)

第11条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、政策の立案及び提言を行うよう努めるものとする。

## 第5章 議会運営

(議会運営)

第12条 議会は、議員相互間の議論を尊重し、公正かつ公平で効率的な議会運営に努めなければならない。

2 議会は、議長、副議長等を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。

(非常時における議会運営)

第12条の2 議会は、第3条の2に規定する非常時における議会機能の維持に努めるため、議会運営において情報通信技術を活用できるものとする。

(令4条例13・追加)

(委員会)

第13条 委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。

2 委員会は、地域住民に関わりが深く、かつ関心の高い事案については、必要に応じて当該地域において開催することができる。

3 委員会の審査に当たっては、傍聴者に審査資料を貸与するものとする。

#### 第6章 議会の権能強化

(議会の機能の強化)

第14条 議会は、市政の執行に関する監視、評価機能並びに政策の立案及び提言に関する機能の強化を図るよう努めるものとする。

(検討会及び調査機関等の設置)

第15条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議員で構成する検討会等を設置することができる。

2 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、有識者等で構成する調査機関を設置することができる。

(研修及び調査研究)

第16条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修会等の開催に努めるものとする。

2 議員は、議会活動に資するため、積極的に研修及び調査研究に努めるものとする。

(交流及び連携の推進)

第17条 議会は、政策形成及び広域的な課題の解決に資するため、他の自治体の議会と積極的な交流及び連携を図るものとする。

(議会事務局の体制整備)

第18条 議会は、議員の政策の形成及び立案能力の向上を図り、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査、法務機能の充実強化及び組織体制の整備を図るものとする。

(議会事務局の職員の任免)

第19条 議長は、議会事務局の職員を任免するときは、必要に応じて市長と協議するものとする。

#### 第7章 議員定数、議員報酬及び政治倫理

(議員定数)

第20条 議員定数は、議会機能及び市の政策課題、将来都市像、人口動態、財政力、類似団体との比較等を十分に検討し、かつ市民の意見を考慮して決定するものとする。

2 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、検討経過等を明らかにして、委員会又は議員から提出するものとする。

(議員報酬)

第21条 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動に対して支給されるものとする。

2 議会は、議員提案に係る議員報酬の改正に当たっては、議員定数と同様の理念に基づき検討し、明確な改正理由の説明を付して、市長に対し小諸市特別職等報酬審議会への諮問を求めるものとする。

(政治倫理)

第22条 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

## 第8章 政務活動費

(政務活動費)

第23条 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、政務活動費の適正な執行に努めなければならない。

2 議会は、政務活動費の公正性及び透明性を確保するために、その収支報告書を公開するものとする。

## 第9章 補則

(他の条例との関係)

第24条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

(検証及び見直し)

第25条 議会は、この条例の施行後、市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、一般選挙を経た任期ごとにこの条例の規定について検証し、その結果に基づいて、必要があると認めるときは、見直しを行うものとする。

(補則)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議会が

別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年12月26日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。